

今年も例年以上に暑い夏となり、残暑もまだまだ続きそうです。コロナウイルスの感染者も増えているとのこと。十分な睡眠・栄養を取ってもうしばらく続きそうな暑さを元気に乗り越えましょう。



■検討委員会報告～美容医療サービスをめぐるトラブル

全国の消費生活センターに寄せられる美容医療サービスに関する相談件数は、近年著しく増加しており、2023 年度には 6,000 件程度だった相談が、2024 年度は 10,000 件を超えるに至っています。施術によりやけどや傷が残ったなどの施術自体のトラブルのほかに、契約内容の説明不足や解約条件等に関するトラブルが多いのも特徴です。

ネットとうほくにも、「契約前の説明では、手術を受ける前に解約する場合、契約金額の 30% の費用を負担しなければならないとの説明はなかったが、契約後に LINE で送られてきた『手術申込契約書・説明・承諾書』で初めて解約料が発生することを知った」などの情報が寄せられています。

このように、施術前に解約を申し出た患者に対し、医療機関が高額なキャンセル料を請求するような事案については、消費者契約法 9 条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）に照らし過大な違約金条項が無効かどうか問題となり、実際にかかった準備費用などを超える分については、契約が無効と解される余地があります。

また、特定商取引法が定める一定の美容医療サービスのうち、サービスの提供期間が 1 ヶ月を超え、かつ支払総額が 5 万円を超えるものは、法定の契約書面を受け取った日を 1 日目として 8 日間は無条件で契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができますとともに、クーリング・オフ期間の経過後であっても、残りの契約について中途解約を行うことができます。被害に気づいたら速やかに、最寄りの消費者相談窓口などに連絡して対応しましょう。



■2025 年度第 2 回消費者被害事例ラボ（消ラボ）を開催しました



東洋大学 丸山愛博教授

2025 年 7 月 3 日（木）18 : 00 から、仙台弁護士会館において、2025 年度第 2 回消ラボが開催されました。Zoom での参加も含めて 20 名が参加しました。

今回は、「ダークパターンについて－日本の進むべき道」というテーマで、東洋大学の丸山愛博教授が講義を行い、昨今話題に上りやすい「ダークパターン」とはどのようなものか、また、海外の現在の規制を踏まえた今後の日本の規制可能性についての報告がありました。

「ダークパターン」とは、スマートフォンのアプリやユーザーインターフェイス（UI）において、利用者を騙しやすかったり、自由選択を阻害させたりするような仕組みや表示方法、ホームページの構成、デザインをいいます。経済協力開発機構（OECD）がまとめた報告書によれば、7 分類・24 種類のダークパターンがあるとされており、例えば、会員登録や個人情報の提供などの「行為を強制せられる」ことや、あらかじめ選択された項目があったり、契約における重要な情報が隠されている

などの「インターフェイス干渉」など、様々な類型によってまとめられています。また、消費者庁においても、「ダークパターン事例イラスト集*」などによってまとめられています。

(*https://www.caa.go.jp/policies/future/icprc/research_010)

欧州では、一般データ保護規則（GDPR）、不正取引方法指令（UCPD）、デジタルサービス法（DSA）によって、米国でも連邦取引委員会法（FTC 法）などによって不正又は欺瞞的な行為又は慣行が包括的に規制がなされており、連邦取引委員会（FTC）が企業への取り締まりを行っています。

今後の法規制のあり方について、日本では、景品表示法、特商法、消費者契約法や個人情報保護法等によって規制がなされているところではありますが、上述したダークパターン全てを網羅できているかという観点からすれば、不十分ともいえます。そのため、今後の法規制の方向性として、現在の景品表示法の適用を活用しつつ、特定の（悪質な）ダークパターンに着目して手当をしていくという方向性があり得るのではないかとまとめがなされました。

意見交換では、中小企業の通信販売のホームページの問題への言及や、過去の景品表示法等の裁判例に言及があり、ダークパターンについて法律家（裁判所）も理解を深めないと、打消し表示などがあれば何でも許されるということになってしまうことへの危惧があるなどの意見が出されました。

今回は 9 月 11 日（木）18：00 から、「欧州の個人情報保護法制（GDPR）からみる消費者法制の問題点」と題して山形大学の森勇斗講師が、次々回は 10 月 23 日（木）18：00 から、「決済サービス提供と法的責任」と題して岩手県立大学の窪幸治教授が担当します。



■10 月講演会ご案内

10 月 18 日（土）10 時 30 分からネットとうほく 2025 年度講演会

「トイレ・水回りのトラブル等につけこむばったくりレスキュー商法の被害の実態とトラブル予防・対処法－悪質訪問販売のワナから身を守る!－」

を開催します。詳細は HP・チラシをご覧ください。

日 時：2025 年 10 月 18 日（土）10：30～12：30

場 所：仙台弁護士会館 4 階（仙台市青葉区一番町 2-9-18）

講 師：伊藤陽児弁護士

（消費者被害防止ネットワーク東海理事・検討委員
悪質！トイレのつまりばったくり被害対策弁護団事務局長）



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 703

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp